

## 第2部 株式会社資本会計

### 第1章 払込資本の会計

#### 要点整理 )))

#### 第1節 額面株式の廃止

平成13年6月改正商法は、額面株式を廃止した。このことにより、払込資本の会計に変更が生じてきた。

主要な点を示せば次の通りである。

1. 発行価額の制限が廃止された(旧法199他)。
2. 設立時・増資時に関係なく発行価額の2分の1以上を資本に組み入れればよい(商法284ノ2)。資本に組み入れなかった金額はこれまで通り資本準備金とする。
3. 株式の分割に関する規制が廃止された(旧法218)。
4. 単位株制度が廃止され、単元株制度が導入された(商法221)。

額面株式の廃止に伴い会計処理にも変更が生じてきた。以下、設例により整理しておこう。

#### 第2節 払込資本の会計

額面株式の廃止に伴い、株式の発行価額や資本組み入れ等に関しても改正が行われ、会計処理にも変更が生じてきた。

以下、設例により整理しておこう。

##### 【設例 - 1】 設立時の会計

A(株)を設立することになり、次の通り払込が完了したので株式の発行を行い、設立登記をした。登記手続きが終わったので早速、払込銀行であるS銀行と当座取引を開始し、払込金を預け入れ、会社の帳簿に開始記入をした。

- ・定款に記載した会社が発行する株式の総数 1,200株
- ・設立に当たって発行する株式の総数 300株
- ・上記株式の種類は、普通株式とする。
- ・1株の発行価格 60,000円
- ・最低資本金額を超えた金額は資本に組み入れないものとする。

仕訳：

当座預金	18,000,000	資本金	10,000,000
		資本準備金	8,000,000
		(株式払込剰余金)	

株式会社の最低資本の額は、1,000万円である(商法168ノ4,284ノ2)。このため、仕訳のように1,000万円は資本金にしなければならない。

資本に組み入れない額は資本準備金となる(商法284ノ2,288ノ2)。

##### 【設例 - 2】 増資時の会計

A(株)は、取締役会の決議により下記の条件で増資新株を発行した。

- ・発行株式：普通株式200株
- ・発行価額：1株70,000円
- ・会計処理：発行価額の2分の1を資本に組み入れる。
- ・申込期日：3月10日 210株の申込みと払込があった。
- ・株式割当：3月20日 割当漏れ10株分の払戻をした。
- ・払込期日：3月31日 当社の決算日

仕訳：

3/10	別段預金	14,700,000	株式申込証拠金	14,700,000
		210株*¥70,000=14,700,000		

取扱銀行に払い込まれた金額は、一般に別段預金として処理する。

3/20	株式申込証拠金	700,000	当座預金	700,000
3/31	株式申込証拠金	14,000,000	新株式払込金	14,000,000

新株式払込金は、払込期日に現れ、翌日には資本金等に振り替えられて消滅する短命な勘定である。本例のように払込期日と決算日が重なる場合は、B/Sの資本の部の資本金の次に表示される。<他の金額は任意>

**資 本 の 部**

資 本 金	10,000,000
<b>新株式払込金</b>	<b>14,000,000</b>
資 本 剰 余 金	
資本準備金	8,000,000

4/1	新株式払込金	14,000,000	資 本 金	7,000,000
			資本準備金	7,000,000

新株の引受人は払込期日の翌日より株主となる(商法280ノ9)ことから、本例の場合は、4/1に資本の増加処理を行う。また、預金の振替処理も行う。

当座預金	14,000,000	別段預金	14,000,000
------	------------	------	------------

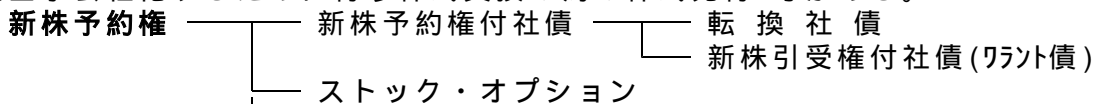
**第3節 種類株式発行の会計**

平成13年11月改正商法は、議決権を行使することができる事項につき制限のある株式(議決権制限株式)を発行することを認めた。このことにより、従来から認められていた利益の配当に関して内容の異なる株式(配当優先株式)と合わせて種類株式は2種類となる。

種類株式を発行した場合のB/Sへの表示は、資本金を普通株資本金と種類株資本金とに分別記載する必要はなく、株数を注記すればよい。また、株式払込剰余金についても分別経理の必要はない。(「原則」第三、四の(三)A・B)

**第4節 特殊な株式発行の会計**

特殊な株式発行には、新株予約権の権利行使に伴う株式発行、合併に伴う株式発行、準備金の資本組入に伴う株式発行、分配可能利益の資本組入に伴う株式発行、他企業を完全子会社化するために行う株式交換の為の株式発行等がある。



--- 権利行使者には、新株の発行または自己株式の移転をする。

**【設例 - 3】 新株予約権行使時の会計**

- (1) 分離型のワラント債¥10,000,000を額面発行した。  
新株予約権の価額は社債額面¥100に付¥10と見積もられた。
- (2) 上記新株予約権の40%が行使され、新株400株を発行した。行使価額は一株当たり¥10,000で、2分の1を資本金とする。  
なお、払込金は(1)(2)とも当座預金として処理する。

仕訳：	(1)	当座預金	10,000,000	社 債	10,000,000
		当座預金	1,000,000	ワラント仮受金	1,000,000
	(2)	当座預金	4,000,000	資 本 金	2,000,000
				株式払込剰余金	2,000,000
		ワラント仮受金	400,000	株式払込剰余金	400,000

会社合併 ─── 吸収合併 ─── 消滅会社の株主に対し株式を発行するので増資となる。  
                  └── 新設合併 ─── 新会社の設立であるから増資ではない。

準備金の資本組入 ─── 組入額の資本増加 ─── 株式の発行・未発行は任意  
配当可能利益の資本組入 ─── 株式を発行すれば株式分割となる。

株式交換 ─── 他企業を完全子会社にするために新株発行  
(子会社化するために子会社化する会社の株式と当社株式を交換)